

# 令和5年度オンラインインターンシッププログラム構築支援業務に係る 企画提案募集要項

この要項は、青森県が令和5年度オンラインインターンシッププログラム構築支援業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

オンラインインターンシップのプログラム構築を支援し、県内企業の採用活動のデジタル化を推進する。

## 2 業務名

令和5年度オンラインインターンシッププログラム構築支援業務

## 3 業務の概要

企画提案仕様書のとおり

## 4 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日までとする。

## 5 委託料

上限額2,826千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）  
実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

## 6 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 県内に事業所を所有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。
- (2) 本業務の公益性を十分に理解している事業者・団体であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企画提案提出書（様式2及び付表）
- ウ 企画提案書（様式3）
- エ 経費積算書（様式4）  
契約予定額の上限額以内で見積もり、積算内訳（単価、数量）がわかるように作成すること。
- オ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- カ 団体の概要がわかるもの（会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績が

わかる資料)

キ 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写し、またはこれらの事項を証明するもの

(2) 提出部数

- ア 参加表明書 1部
- イ 企画提案書等 5部 (正本1部、副本4部)

(3) 提出期限

- ア 参加表明書 令和5年3月29日(水) 17時必着
- イ 企画提案書等 令和5年4月7日(金) 17時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。  
持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。  
メールやFAXによる提出は認めない。

(5) 留意事項

- ア 企画提案は1者につき1提案とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- エ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- オ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
- カ 提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式・日本産業規格A4判)を提出すること。

## 8 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和4年3月29日(水) 17時必着

(2) 質問方法

質問は、質問書(様式5)に記入の上、下記の「14 問合せ・応募書類提出先」あてFAX又は電子メールで提出すること。  
原則、口頭(電話を含む)による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにFAX又は電子メールで回答するほか、県のホームページに掲載する。  
なお、質問内容が質問書を提出した者固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しない。

## 9 事業実施候補者の選定

(1) 審査

- ア 企画提案された内容について書類審査を実施する。
- イ 審査対象は事前に提出された資料についてのみとし、追加資料の提出は認めない。

(2) 審査項目

- ア 実施管理体制
- イ 経費の妥当性
- ウ 実施スケジュールについて
- エ プログラム構築の支援及び実証について
- オ 成果報告会の開催について
- カ 過去の実績、その他提案内容の実現可能性について

## 1 0 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

## 1 1 委託契約の締結及び権利の帰属

- (1) 委託契約の締結にあたっては、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。
- (3) 本業務により制作された資料等に係る著作権(著作権法第27条及び第28条を含む)、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

## 1 2 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場がある。

## 1 3 スケジュール

令和5年3月29日(水) 17時	参加表明書提出及び質問書受付期限
令和5年4月7日(金) 17時	企画提案書等の提出期限
令和5年4月10日(月)以降	審査、委託先選定
令和5年4月中旬	契約締結

## 1 4 その他留意事項

- (1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却できないものである。
- (3) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (4) 事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があることに留意すること。
- (5) 受注者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号)等を遵守すること。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定する。

## 1 5 問合せ・応募書類提出先

青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ(県庁南棟4階)  
住 所 : 〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号  
電 話 : 017-734-9398  
FAX : 017-734-8117  
E-mail : roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp